第7期佐賀中部広域連合 介護保険事業計画 特定施設入居者生活介護 運営事業者募集要領

平成30年10月 佐賀中部広域連合

1 募集の趣旨

佐賀中部広域連合では、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の 計画的な整備を進めております。

この募集は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項及び第8条の2第9項に規定する特定施設入居者生活介護事業を運営する事業者を募集するものです。

2 募集の内容

(1) 募集するサービス

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活を含む)

※ 外部サービス利用型でない一般型とし、介護専用型特定施設でない混合型とします。

(2) 整備数量及び募集する区域

150 床

※ 1施設30床以内とし、吉野ケ里町の区域30床、吉野ケ里町以外(佐賀市、多久市、小城市、神埼市)の区域120床を目安とします。 ただし、吉野ケ里町の区域で応募がなかった場合は、本広域連合全域を対象として、150床の範囲内で選定することとします。

(3) 募集事業所

老人福祉法に規定する有料老人ホーム(既存含む)

(4) 開設時期

平成33年3月末日までに開設すること。

3 申込方法

(1) 申込受付期間

平成30年11月1日(木)~平成30年11月22日(木) 17時必着 ※ 土日を除く

(2) 申込方法

事前に電話で日時を予約した上で、(3)の提出書類を佐賀中部広域連合 給付課 指導係 に直接持参してください。

※ 本広域連合で事前に提出書類(正本)の確認を受けたうえで、副本を作成していただきますようお願いします。

なお、提出書類の確認が1度だけで終わらない場合がありますので、受付期限より余裕をもって準備していただきますようお願いします。

(3) 提出書類 正本1部、副本7部

- ① 居宅サービス等設置等計画事前審査申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(別添資料)
- ③ 申請者経歴書(様式第2号)
- ④ 誓約書(様式第3号)
- ⑤ 管理者経歴書(様式第4号)
- ⑥ 新規指定事前審査に係る確認事項(様式第5号)
- ⑦ 申請法人の居宅サービス事業所等実施状況確認表 (様式第6号)
- ⑧ 特定施設入居者生活介護事業者募集提出書類一覧表 その他事業計画書で指定される添付書類
- ※ 複数の特定施設入居者生活介護の事業所を希望する場合は、事業所単位 で、別葉にして提出してください。なお、必要に応じて別の書類を提出し ていただくこともあります。

(4) 注意点

- ・応募書類が整っていない場合は受付ができませんので、必ず募集要領及び「提出書類一覧」を確認の上ご提出ください。また、応募締め切り後の事業者の都合による提出書類の修正・追加は、公平性の観点から不可としますので、十分に精査の上、余裕をもって提出してください。
 - ・書類の作成その他応募に必要な費用は、事業者の負担とします。

4 設置候補者の選定

(1) 選定方針

本広域連合から設置計画を認められる事業者(以下「設置候補者」という。) の選定は、理念、制度に関する知識、高齢者ケアの技術、事業運営の確実性等 が高い事業者を、書類審査及び事業者によるプレゼンテーションにより選定し ます。

(2) 設置候補者選定のスケジュール(予定)

平成30年11月下旬 書類審査等

- 12月中旬 地域密着型サービス運営委員会 → 設置候補者選定
- ※ 運営委員会開催時に事業者によるプレゼンテーションを行っていただ きます。

(3) 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。また、選定された事業者については、佐賀中部広域連合ホームページで公表します。

5 施設整備費等に対する補助金

特定施設入居者生活介護の整備等に対する本広域連合等からの補助金はありません。

6 資格要件

設置希望の申込に当たっては、次の要件は最低限必要な基準となります。この基準を満たしていないことが判明した場合は、申込、選定決定等が無効となります。

- (1) 事業主体は法人格を有していること。
- (2) 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 役員等が、佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条 第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (4) 介護保険法、同法施行規則、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等の関係法令に適合していること。
- (5) 建築基準法、消防法、その他の法令及び条例等を遵守した事業計画とすること。
- (6) 佐賀県有料老人ホーム設置運営指導指針に従うこと。

7 応募に際しての留意事項

- (1) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。
- (2) 設置希望地の土地及び設備の確保や地域住民との間に問題等がなく、設置希望の計画が確実に実現可能なものであること。

8 問い合わせ先

T840-0826

佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル5階)

佐賀中部広域連合 給付課 指導係

Tel 0952-40-1131 Fax 0952-40-1165

E-mail: rengo@chubu. saga. saga. jp